

茅ヶ崎海岸グランドプラン

交通ネットワークの方針（案）

検討資料

< 目 次 >

1．地区を取り巻く交通の状況 -----	1
2．既存計画等における交通に関する事項 -----	5
3．交通ネットワークを検討する上での基本的な考え方と前提条件 -----	6
4．道路ネットワークのあり方 -----	8
5．駐車場整備のあり方 -----	10
6．歩行者動線のあり方 -----	12
7．自転車動線のあり方 -----	15
8．海岸と中心市街地の広域交通ネットワーク -----	17
9．主要プロジェクトの抽出 -----	18

1. 地区を取り巻く交通の状況

(1) 国道 134 号

国道 134 号は拡幅のため街路事業が進められており、4 車線化（計画幅員 25m）の工事中は平成 18 年 12 月に完成する予定である。

(2) 市内陸部とのアクセス道路

市内陸部との連絡路としてサザン通り、南湖通りがある。

サザン通りは、本地区と茅ヶ崎駅及び中心商業地を直接的に結んでいる。

南湖通りは、本地区と茅ヶ崎市の西部市街地を結んでおり、住宅を主とした市街地内を結んでいる。

(3) 公共交通（バス）の運行状況

市中心部と連絡する公共交通として、民間のバスと市営コミュニティバス“えぼし号”が運行されている。

民間バス

神奈川中央交通によって、茅ヶ崎駅南口から定期バスが運行されている。

本地区の最寄り停留所は、「市営プール」「海水浴場」「西浜」の 3 停留所が国道 134 号にある。

海水浴シーズンには臨時便が増発されている。

市営コミュニティバス“えぼし号”

茅ヶ崎市によって、平成14年5月から運行を開始している。

えぼし号“中海岸・南湖ルート”が本地区へアクセスしている。運行ルートは、次のとおりである。

運行時間及び運行回数：茅ヶ崎駅発 8:00～18:00の間 30分間隔で運行（21本/日）

運行ルート：



利用状況

平成14年～17年の利用者数は年間17万人強であり、増加傾向にある。

表 えぼし号“中海岸・南湖ルート”の利用状況

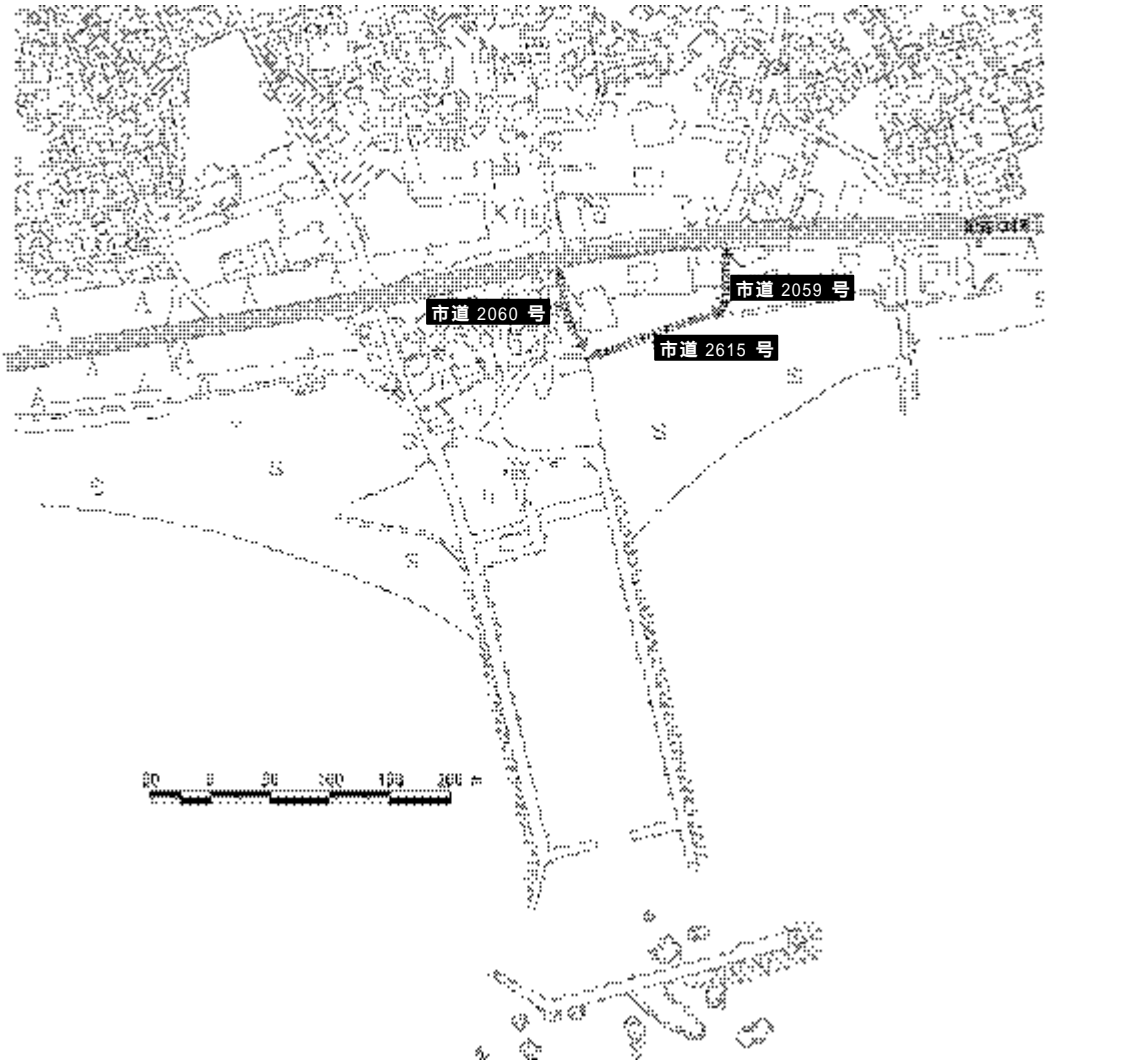
	利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	1便平均利用者数 (人/便)	車いす利用者数 (人)
平成14年度	136,816	442.77	21.08	43
平成15年度	174,087	475.65	22.65	13
平成16年度	177,609	486.60	23.17	8
平成17年度	177,940	487.51	23.21	5

(茅ヶ崎市都市政策課調べ)

(4) 区画道路

A～C地区では、生活基盤として区画道路の整備が進められている。市道2059号、2060号、2615号は平成18年1月に共用開始し、その後は暫時整備していく予定である。

図 区画道路の整備状況



(5) 駐車場

本地区及び周辺地区に分布する駐車場の状況は次のとおりである。

地区内の海岸等利用者のための駐車場は、海岸西側(お祭り広場に隣接した暫定駐車場)とサザンビーチちがさきパーキング(C地区内南側)にある。いずれも簡易的な駐車場であり舗装はされていない。

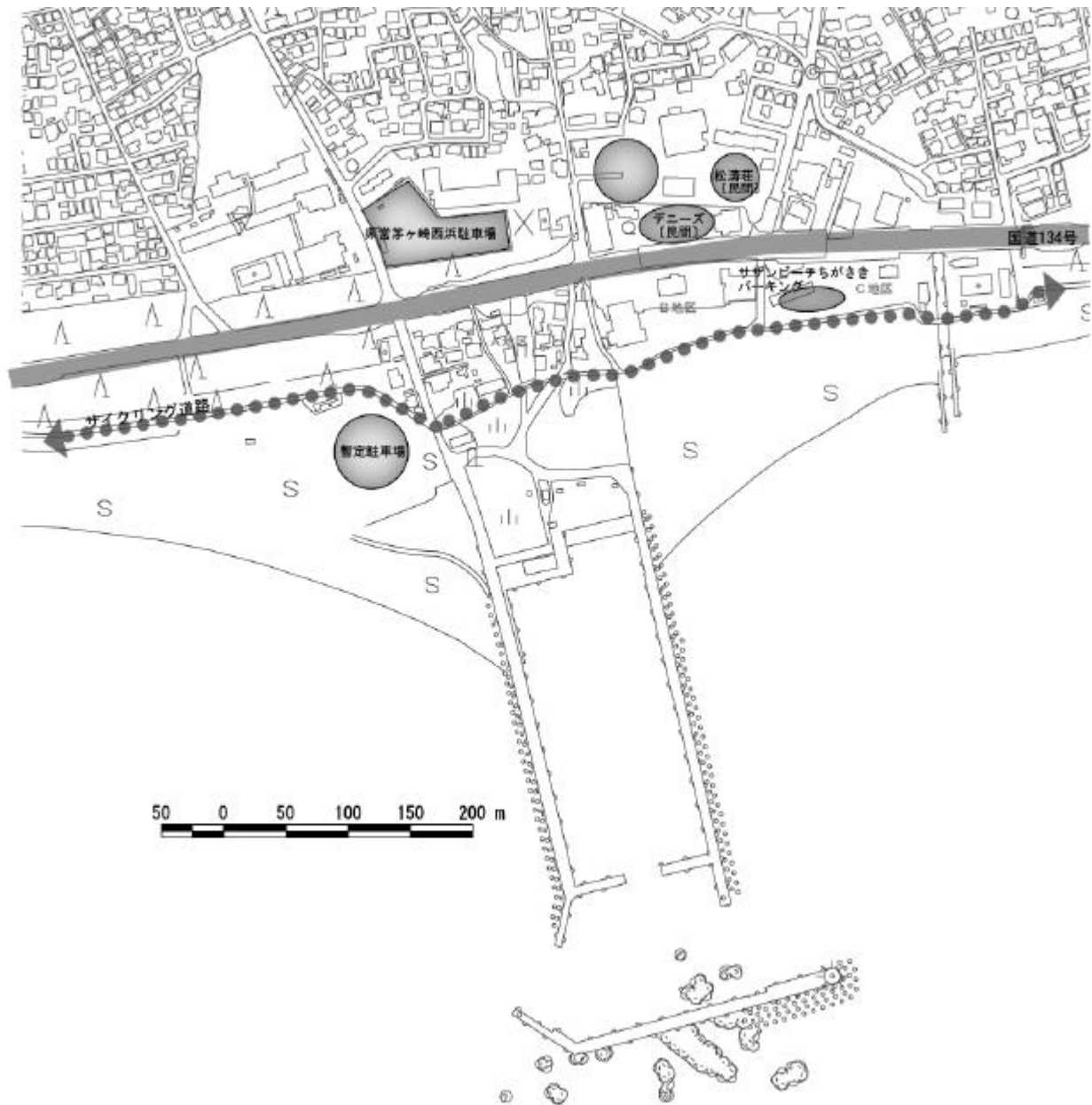
国道134号北側には県営茅ヶ崎西浜駐車場が整備されており、5年間の平均でみると年間14千台前後の利用がなされている。また、利用のピークは7～8月の海水浴シーズンであり、この時期は駐車場が不足している。

表 茅ヶ崎西浜駐車場の利用状況（小型車のみ）

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成13年	557	286	501	1,269	1,775	1,573	3,780	3,381	1,700	947	643	347	16,759
平成14年	597	280	588	1,232	1,690	1,473	2,424	3,559	1,002	1,014	578	236	14,673
平成15年	521	307	599	895	1,930	1,879	678	3,123	1,145	777	546	334	12,734
平成16年	495	497	467	859	1,708	1,130	2,426	3,260	922	630	463	203	13,060
平成17年	387	222	389	1,145	1,483	1,954	2,156	2,950	872	663	378	193	12,792

上記のほか、国道134号北側（B地区の向かい：地区外）には“商業施設や民間（月極、時間貸し）”の駐車場が分布している。

図 駐車場の現況



2. 既存計画における交通に関する事項

(1) ちがさきさわやかプラン（新総合計画後期基本計画）

海岸部に駐車場を整備し、利用者の利便性を確保する。

漁港区域整備基本構想に基づき、漁港区域に臨港道路、駐車場を整備する。

(2) ちがさき都市マスタープラン（南西部地区のまちづくりの方向）

《国道 134 号の整備促進》

広域交通軸として 4 車線化の整備を促進し、通過交通の流動円滑化を図る。

《南北幹線の整備促進》

中海岸寒川線は、骨格的な道路ネットワークを構成する南北軸として整備を促進する。

《海へのアクセス機能の強化》

交流拠点エリアへのアクセス強化を図るため、中海岸寒川線を整備促進し、併せて自動車駐車場の設置についても検討する。

茅ヶ崎駅からの歩行を中心としたアクセス道路は、茅ヶ崎停車場茅ヶ崎線(雄三通り)を個性ある店舗と公共空間を持ったなぎさプロムナードとして、高砂通りと漁港通り(サザン通り)を歩車共存の快適なコミュニティ道路として整備促進する。

《渚と調和した海岸への地下道・歩道橋の整備》

国道 134 号の 4 車線化に伴う市街地から海岸へのアクセス確保を図るため、同路線に連絡する主要道路は地下道または歩道橋の設置を進める。

設置に際しては、渚と調和する良好な都市景観の形成に努める。

(3) 漁港区域整備基本構想

水産業流通推進ゾーン：臨港道路、駐車場の導入

生活アメニティ向上ゾーン：駐車場、遊歩道の導入

海岸利用推進ゾーン：遊歩道、駐車場の導入

(4) 茅ヶ崎漁港地区地区計画

ふれあいを育む交流拠点として必要な区画道路を整備する。

(5) 都市計画道路中海岸寒川線

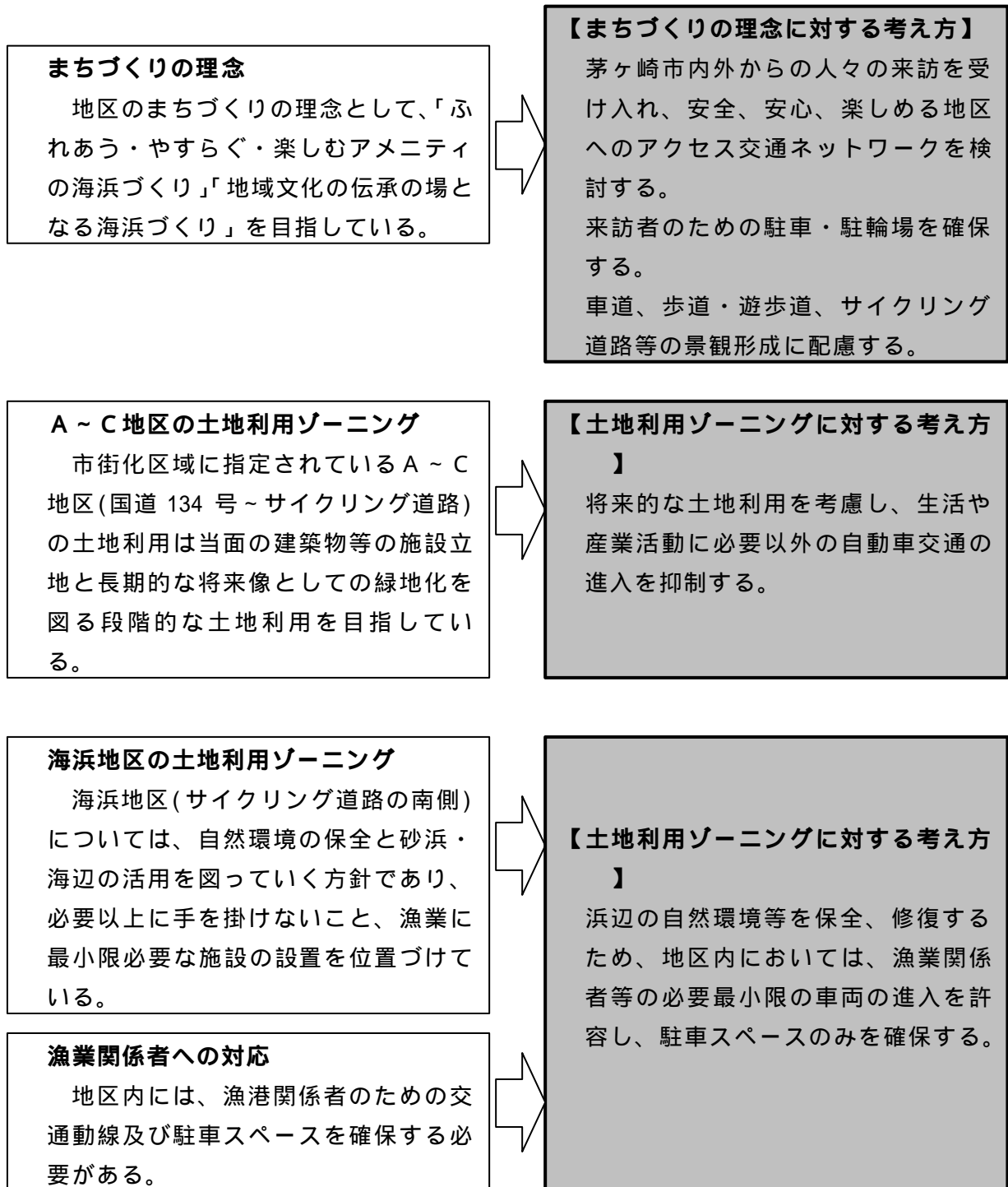
本地区に隣接するサザン通りは、一部区間は都市計画道路中海岸寒川線に指定されている。

都市計画道路中海岸寒川線の計画されているルートは、中海岸から茅ヶ崎市北側市街地を結んでおり、茅ヶ崎駅及び中心市街地を結んでいない。

現在、整備の目途は立っていない。

3. 交通ネットワークを検討する上での基本的な考え方と前提条件

(1) 本地区のまちづくりの理念・将来像と土地利用ゾーニングを踏まえた基本的な考え方



(2) アクセス道路及び交通手段の条件整理

本地区へのアクセスは、次のとおり考えられる。

国道 134 号からの直接アクセス

サザン通りや南湖通りから国道 134 号を横断するアクセス

サイクリング道路からのアクセス

交通手段としては、次のとおり考えられる。

自動車・自動 2 輪車

公共交通（バス）

自転車

徒歩

(3) 自動車交通ネットワークの検討項目

道路機能の位置づけを明確にする。

- ・ 国道 134 号、サザン通り、南湖通りの位置づけと機能
- ・ 区画道路の位置づけと機能

なお、サザン通りの途中から分岐する都市計画道路中海岸寒川線の計画ルートについては、将来的に整備の目途が立っていないこと、中心市街地には直接的にアクセスしていないことから自動車交通ネットワークの検討対象としないこととする。

(4) 駐車場整備の検討項目

自動車利用による来訪者に対する駐車場を確保する。

- ・ 駐車場利用者の想定
- ・ 駐車場の配置
- ・ 駐車場の運営・管理体制

(5) 歩行者動線の検討項目

本地区へ安全に誘導する歩行空間の確保、地区内を回遊するネットワークを確立する。

- ・ 周辺市街地から本地区へのアクセスルートの位置づけ
- ・ 駐車場から本地区、海浜地区へ安全に誘導する歩行空間の確保
- ・ ユニバーサルデザインの考え方

(6) 自転車動線の検討項目

本地区へ来訪する交通手段としてだけでなく、レクリエーション活動を支援する観点からも検討する。

- ・ 自転車での来訪者のための駐輪場の確保
- ・ レクリエーションとしてサイクリングを楽しむための拠点形成と体制づくり

(7) 広域交通ネットワーク

公共交通とサイクルネットワークによる広域交通ネットワークを確立する。

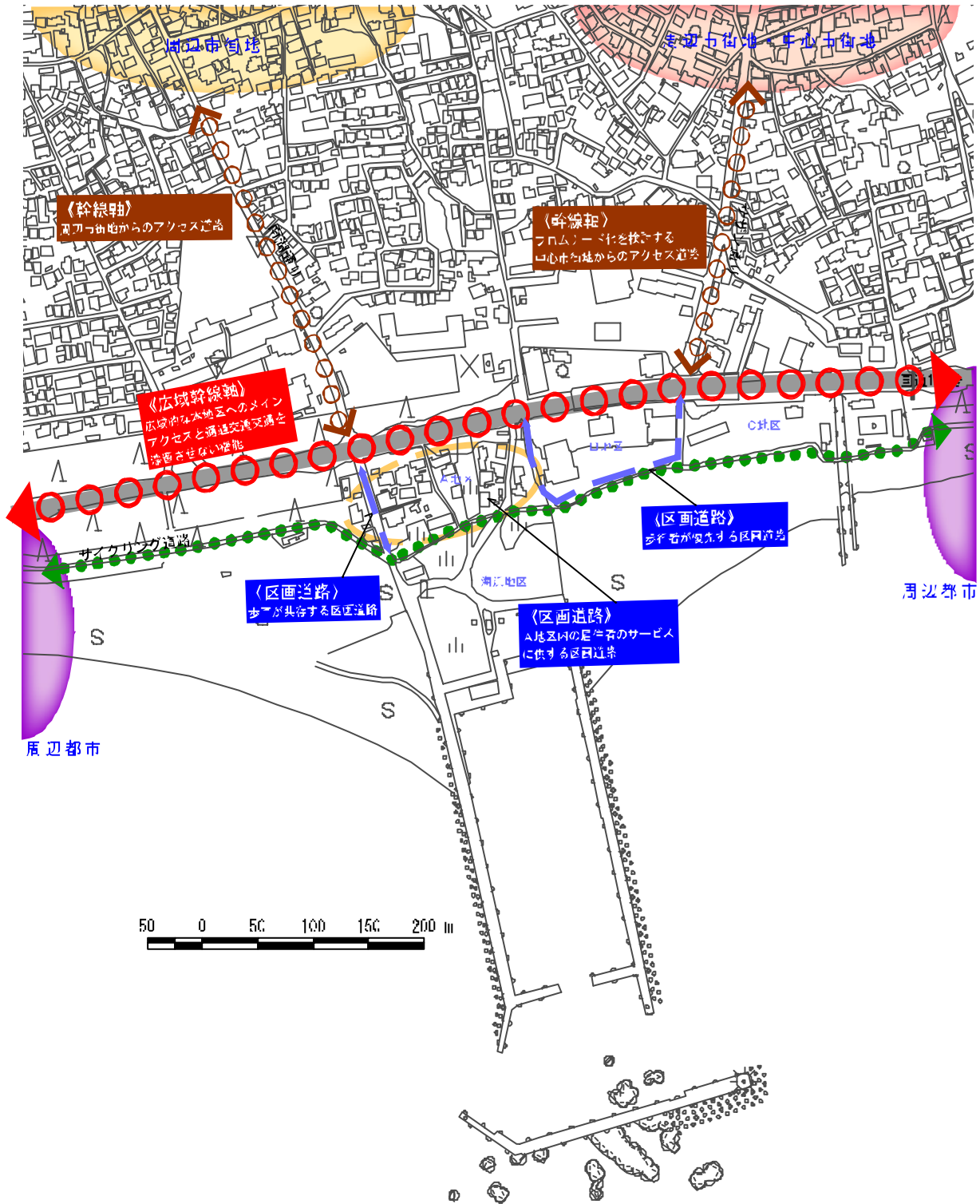
- ・ 茅ヶ崎駅からのバス利用の想定
- ・ 環境負荷軽減への対応
- ・ 海岸地区と中心市街地との連携によるまちの活性化
- ・ 通年利用できるパーク＆サイクルライドシステム

4. 道路ネットワークのあり方

海岸地区の道路ネットワークの考え方は、次のとおりとする。

種別	路線名称	ネットワーク形成の方針
広域幹線軸	国道 134 号	<p>茅ヶ崎海岸沿いを東西方向に通リ、茅ヶ崎市周辺都市間を結ぶ広域的な幹線道路である国道 134 号を位置づける。</p> <p>市内外から本地区へのメインアクセス道路としての機能を保持する。</p> <p>現在、幅員 25m の 4 車線の道路として拡幅整備中である。整備後には、地区に不要となる通過交通をスムーズに流し、滞留させない機能を有するものとする。</p> <p>本地区への来訪者の自動車交通を国道 134 号北側に確保する駐車場に誘導していくよう、国道 134 号から地区内へ直接的な乗り入れができないような交通誘導、制御を検討していくものとする。</p>
幹線軸 (地区外)	サザン通り 南湖通り	<p>茅ヶ崎市の中心市街地及び住宅市街地から国道 134 号に交差する、南北方向の幹線道路 2 路線を位置づける。</p> <p>茅ヶ崎市内から本地区へのアクセス道路としての機能を有する。</p> <p>サザン通りは、歩行者・自転車と自動車交通の分離を図った安全性の高いプロムナード化等の道路整備を関係機関に要望していく。</p>
区画道路	A ~ C 地区 内の道路	<p>地区内居住者及び漁港等の産業活動のための道路として位置づける。</p> <p>地区内の生活及び産業活動に必要な自動車交通のみの通行を許容するものであり、地区内の円滑な交通処理と災害時における避難路などの機能を担う。</p> <p>平常時において、漁港へ通じる道路と居住者のいる A 地区内の道路以外の道路は歩行者優先道路として再整備し、自動車交通を極力抑制していくものとする。</p>

図 段階的な道路ネットワーク



5 . 駐車場整備のあり方

(1) 基本的な考え方

浜辺、漁業関係者の駐車スペース

浜辺の自然環境等を保全、修復するため、地区内においては、漁業関係者等の必要最小限の駐車スペースのみを確保する。

海浜地区西側にある暫定駐車場は廃止するとともに、既存計画で定められている国道 134 号南側での駐車場の整備等は受けないものとする。

国道 134 号北側の駐車場の確保

観光・レクリエーション等の目的で訪れる人のための駐車場は、国道 134 号北側(地区外)の既存駐車場や空閑地等を活用して確保する。

(2) 駐車場の配置方針

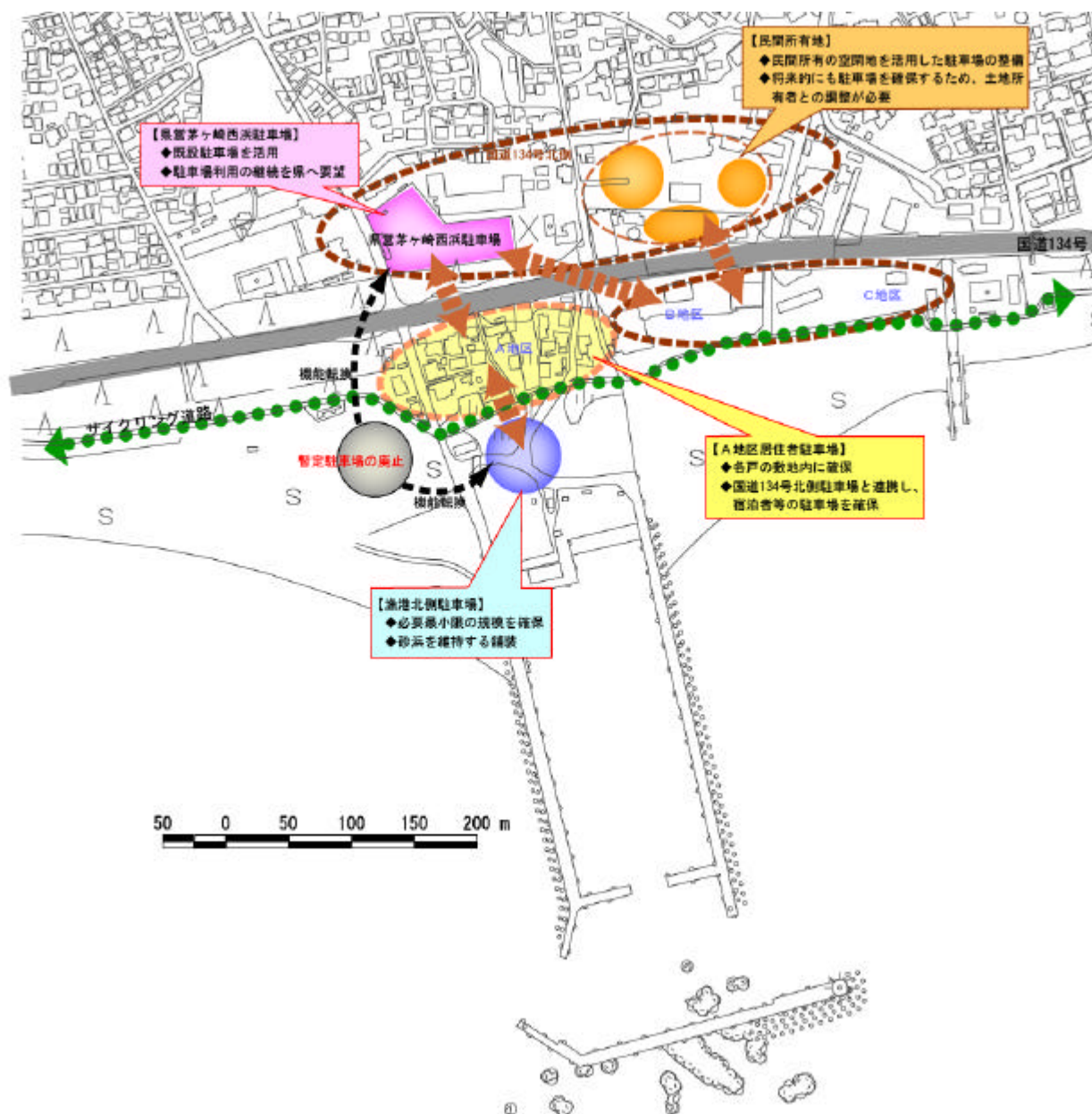
位置	配置及び整備・確保の方針
国道 134 号 北側 〔地区外〕	<p>国道 134 号の北側において、海水浴や浜辺での観光・レクリエーション等に訪れる人のための駐車場を整備、確保する。</p> <p>既存の県営茅ヶ崎西浜駐車場は、将来も駐車場としての利用を継続できるよう県へ要請する。</p> <p>その他、国道 134 号北側に分布している民間所有の駐車場または未利用地を時間貸し駐車場に活用していく。</p> <p>駐車場利用者は次のように想定し、利用目的に見合うよう、自動車交通を誘導していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営茅ヶ崎西浜駐車場：(海岸西側暫定駐車場の代替機能)漁港利用者、釣り船客、A 地区への宿泊者・食事・買い物等の客、レンタサイクル利用者、海岸利用者 など ・民間時間貸し駐車場：B 及び C 地区利用者、海岸利用者 など <p>駐車需要のピーク時(7～8月)に滞留する車両が発生しないような駐車場規模を確保する。</p>
漁港北側	<p>漁港従事者、漁業関係者及び釣り船客のための駐車スペースを確保する。</p> <p>廃止される海岸西側暫定駐車場の代替機能を一部補完する。</p> <p>駐車場は、必要最小限の規模を確保するものとし、一般利用者の出入りはできないものとする。</p> <p>舗装面は、砂浜を維持することに配慮する。</p>
A 地区	<p>A 地区の居住者等の駐車スペースは、各戸の敷地内に確保する。</p> <p>民宿・釣り宿等の宿泊者のための駐車場は、漁港北側または国道 134 号北側の駐車場を利用していく。</p>
B 及び C 地区	<p>立地する施設の運営に最小限必要な荷捌き、運搬用の車両等の駐車スペースを地区内に確保する。</p>

(3) 国道134号北側における駐車場確保についての検討課題

国道134号北側で確保される駐車場は、県及び民間の所有地を借り上げて駐車場として利用することが想定される。このことから、恒久的に駐車場としての利用が確保できるよう土地所有者等との調整を図る必要がある。

駐車場の維持管理体制について、官と民、各種市民団体等が協働してと取り組む体制づくりを検討していく必要がある。併せて、駐車場の維持管理体制とA～C地区の施設管理者等との連携体制のあり方を検討する必要がある。

図 駐車場の整備方針



6. 歩行者動線のあり方

(1) 基本的な考え方

地区外からのアクセス

自動車利用者の動線として、国道 134 号北側駐車場からの動線を確保する。

徒歩による来訪者の動線は、本地区と茅ヶ崎市の中心地を直接的に結ぶサザン通り、南湖通りからのアクセスをメインに考える。

国道 134 号の横断箇所は、サザン通りから B 及び C 地区にアクセスする既存のアンダーパスを活用するほか、新たな横断箇所を整備する。

地区内の回遊ネットワーク

海浜地区と A ~ C 地区を結ぶ動線を確保する。

A ~ C 地区の連絡は、国道 134 号の歩道空間を活用する。特に B 地区及び C 地区の土地利用方針はそれぞれ“アメニティゾーン”“マリンスポーツ支援ゾーン”に位置づけられており、多数の来訪者を迎える場にふさわしい歩行者の「たまり」を創出していく。

サイクリング道路に並行して、東西方向の砂浜を結ぶ歩行者の回遊動線を確保する。

ユニバーサルデザインの配慮

各歩行者の動線は、自動車交通と分離することを基本とするが、歩行者と自動車交通が共存する道路については、その優先順位を明確にするとともに車両交通の速度を抑制し、安全・安心な歩行空間を確保する。

誰もが安心・安全に歩行できるよう、ユニバーサルデザインや歩道景観に配慮した歩行者動線を確保する。

(2) 整備方針

1) 地区へのアクセス

名称	配置及び整備の方針
サザン通り	茅ヶ崎駅周辺及び中心市街地や周辺住宅市街地等と海岸地区を結ぶ道路であり、地区への歩行者のメインアクセス道路として位置づける。 本地区と中心市街地を直接的に繋ぐメインアクセス道路にふさわしいプロムナード化(歩道の拡幅整備、街路景観形成など)を図るとともに、段差のない歩道の設置などユニバーサルデザインにも配慮した整備を行う。
南湖通り	周辺住宅市街地等と海岸地区を結ぶ道路を地区への歩行者のメインアクセス道路として位置づける。 本地区へ歩行者を楽しく、わかりやすく誘導、案内できるようなサインの配置を施す。

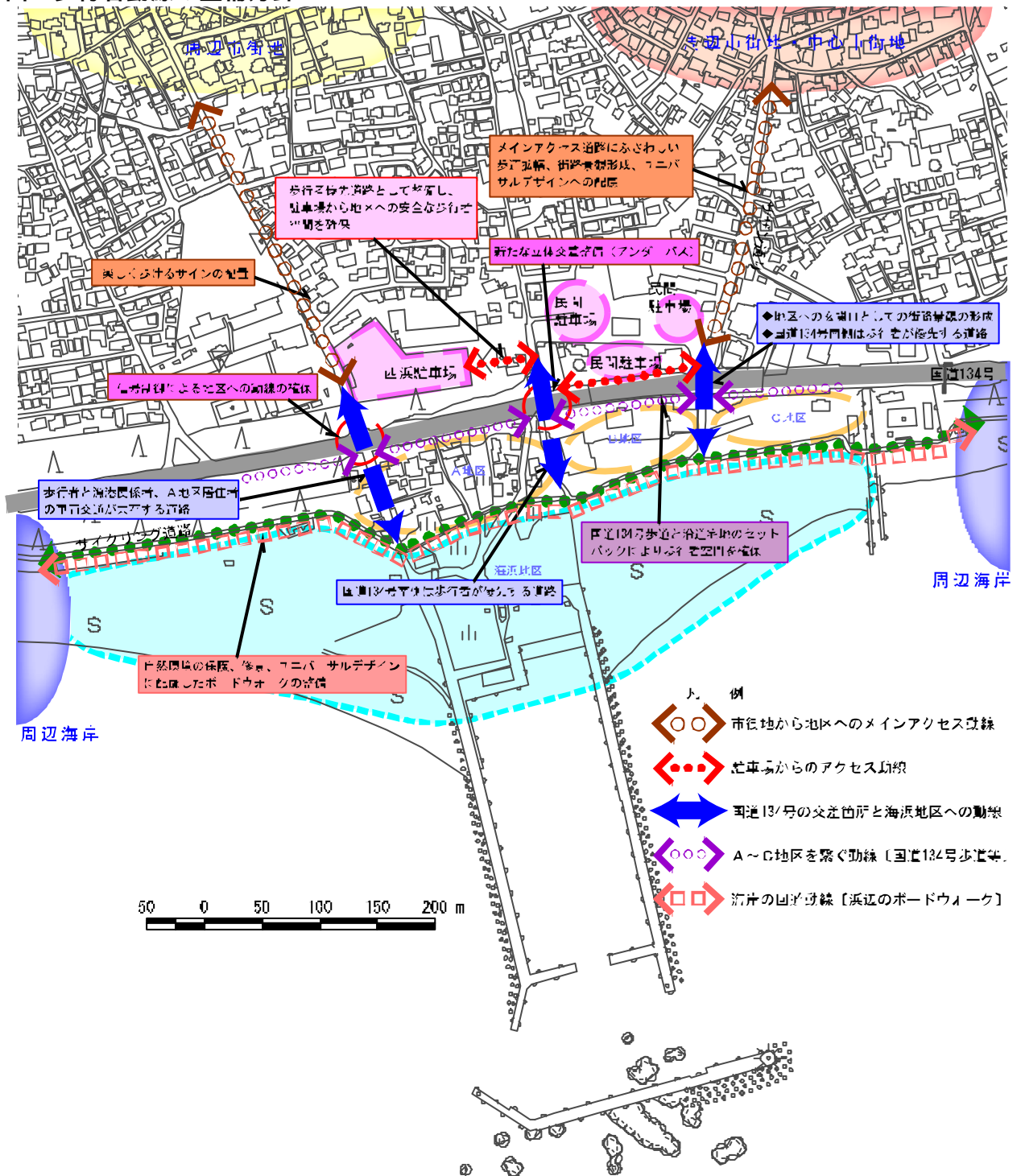
名称	配置及び整備の方針
駐車場からのアクセス動線	<p>県営西浜駐車場など国道 134 号北側の駐車場から地区へアクセスする道路として位置づける。</p> <p>駐車場と本地区との間は、歩行者優先の道路として整備し、安全な歩行空間を確保する。</p>
国道 134 号交差箇所	<p>サザン通りから国道 134 号を立体交差している既存のアンダーパスを活用するとともに、来訪者の地区へのメインアクセス道路、玄関口として位置づけ、街路景観形成を図る。</p> <p>サザン通り～南湖通り間の交差点 3 か所は、既存の信号機及び横断歩道の設置を維持し、信号制御による地区へのアクセスを確保する。</p> <p>地区の中央部交差点付近に、安全に通行できる新たな立体交差(アンダーパスまたは歩道橋)の整備を検討していく。</p> <p>国道 134 号交差箇所への新たな立体交差整備についての留意事項を次のとおり考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンダーパスを整備する場合には、津波等の災害を想定し、防災に対する工夫を施す必要がある。 ・歩道橋を設置する場合には、施設に景観材を用いて周辺景観との調和を図ること、富士山や箱根・丹沢山系の遠景眺望を阻害しないことなどに配慮する必要がある。

2) 地区内のネットワーク

名称	配置及び整備の方針
国道 134 号沿い	<p>国道 134 号沿いに位置する A～C 地区の連絡は、国道 134 号の歩道等を活用し確保する。</p> <p>国道 134 号歩道は、現在進められている「国道 134 号街路事業」の整備にもとづくものとし、片側幅員 4.0m 以上の歩道を確保する。</p> <p>B 地区及び C 地区国道 134 号沿いの宅地については、道路側の一部敷地をセットバックなどを行うことによって空間を確保し、国道 134 号歩道部と一体化したゆとりある歩行者空間を形成する。</p>
海浜地区へのアクセス	<p>国道 134 号交差点から海浜地区を結ぶ 3 本の既存道路を海浜地区へのアクセス道路として位置づける。</p> <p>中央及び東側(サザン通り)の道路は歩行者専用道路として利用を図る。</p> <p>西側(南湖通り)は、漁港関係者の産業活動や A 地区居住者の生活を支援する機能を有していることから、車両交通の速度を減速させるよう工夫を施した歩行者と車両が共存する道路を整備する。</p>

名称	配置及び整備の方針
浜辺のボードウォーク	<p>地区の中央部を東西方向に横断するサイクリング道路に並行して、海岸を回遊する歩道を配置する。</p> <p>歩道は、海岸の自然環境を保護することや修景に配慮し、ボードウォーク(木道)を整備する。また、ボードウォークには木製の手すりを設置し、障害者やお年寄りなどの歩行にも配慮する。</p>

図 歩行者動線の整備方針



7. 自転車動線のあり方

(1) 基本的な考え方

サイクリングの拠点と軸

地区へ来訪する交通手段であるとともに、海浜の自然環境を人々が感じるレクリエーション活動を支援するため、サイクリングの拠点と軸を地区内に配置し、サイクルネットワークを形成する。

レンタサイクルの運営

地区内及び茅ヶ崎海岸を楽しむレクリエーションの一環として、誰もが気軽に利用できるレンタサイクルシステムを検討する。

(2) 整備方針

名称	配置及び整備の方針
サイクリング拠点	サイクリング拠点は、次の2か所に配置する。 1) マリンスポーツ・レクリエーション系の空間づくりを目指すC地区 2) 自動車利用とレンタサイクルの乗り換えがスムーズに行うことができる県営茅ヶ崎西浜駐車場内 サイクリング拠点への導入施設は、次のとおりイメージする。 1) C地区 ・自転車駐輪場 ・休憩施設、公衆トイレ ・植栽帯、高木の木陰 など 2) 県営茅ヶ崎西浜駐車場内 ・来訪者の自転車の駐輪場 ・レンタサイクルの中継所（受付事務所、レンタサイクルの保管所等） ・植栽帯、高木の木陰 など
サイクリング道路	地区の中央部を東西方向に横断する既存のサイクリング道路を活用する。並行して整備されるボードウォークとの調和を図るよう、インターロッキングやカラー舗装等を施し、景観形成に配慮する。

(3) レンタサイクルの運営のあり方

レンタサイクルを含めたサイクリング拠点施設の管理運営体制については、本地区内に留まらず、茅ヶ崎市内及び茅ヶ崎海岸全体での広域的なレンタサイクルシステムの確立を目指し、官と民、各種団体等が協働して取り組む体制を検討していく。

8 . 海岸と中心市街地の広域交通ネットワーク

(1) 公共交通

本地区への最寄りの公共交通は、民間バスと市営コミュニティバス“えぼし号”が茅ヶ崎駅～中海岸間を運行している。

環境負荷の軽減を図ることと高齢者、障害者、子どもたちや子ども連れなどの様々な人々の海岸への足（交通手段）を確保していくことを目的に、今後とも、バス交通の運行を継続するとともに、運行本数増発やシャトル便の新設など、利便性の向上を関係機関に要望していく。

(2) 広域的なサイクルネットワーク形成

本地区周辺を含めた茅ヶ崎海岸全体や茅ヶ崎市の中心地、主要施設を結ぶ自転車動線、サイクリングの拠点施設を配置し、市全体及び茅ヶ崎海岸の広域的なサイクルネットワークの構築を目指す。

広域的なサイクルネットワークの効果として、以下の効果を期待する。

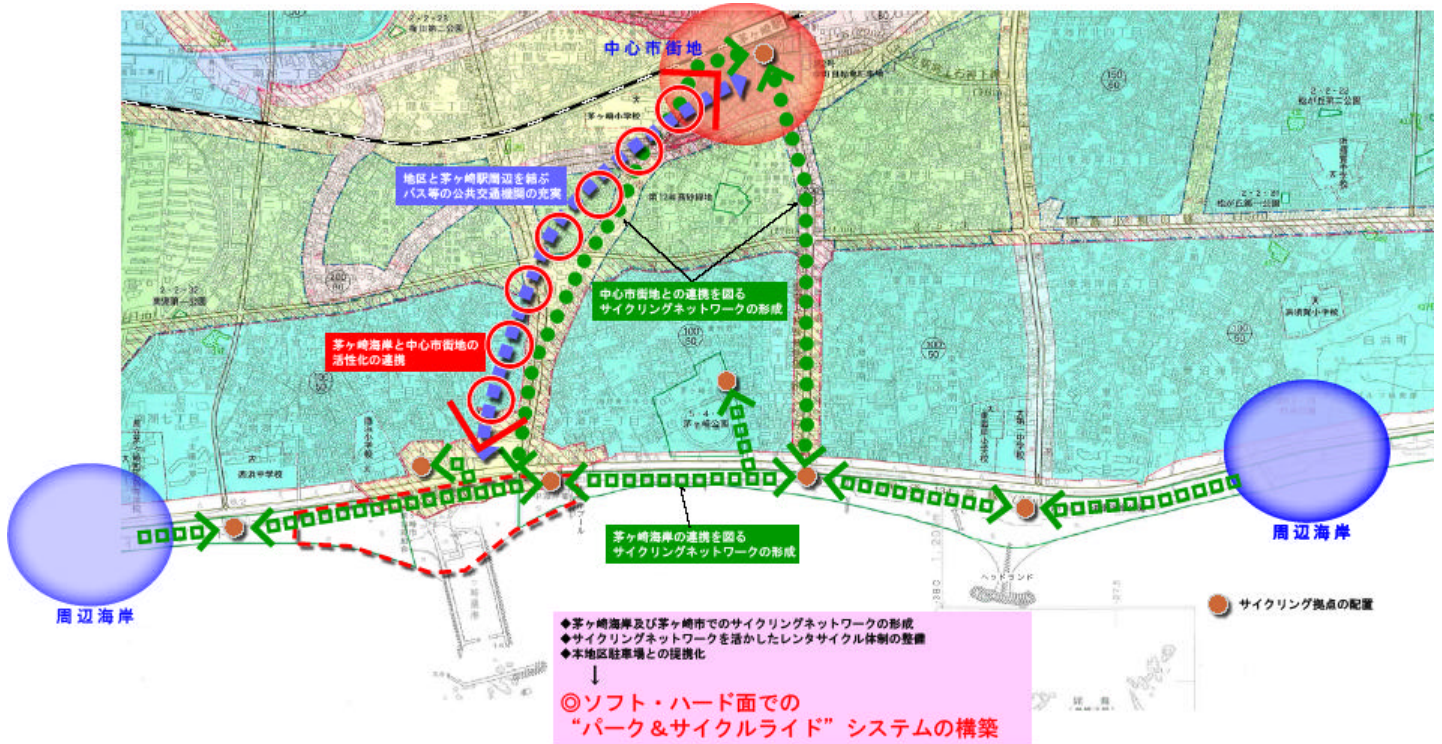
市街地及び海岸地区への自動車交通を抑制することによる環境負荷の軽減

中心市街地と海岸地区の連携による相互の活性化促進

海岸地区の通年利用の促進

名称	配置及び整備の方針
茅ヶ崎海岸の連携	本地区周辺の海岸を結んでいる既存のサイクリング道路を活かし、茅ヶ崎海岸のサイクリングネットワーク軸を形成する。 主要な海岸や施設には、来訪者のための駐輪場や休憩施設を備えるとともに、レンタサイクルの中継所となるサイクリング拠点を設置する。
中心市街地との連携	茅ヶ崎駅周辺の中心市街地と茅ヶ崎海岸を直接的に結ぶ幹線道路であるサザン通りと雄三通りを中心市街地との連携を図るサイクリングネットワーク軸と位置づけ、自転車専用レーンの新設や歩道の拡幅等を関係機関に要請していく。 手軽な交通手段である自転車利用を促進することにより、中心市街地(商業地)と茅ヶ崎市海岸の相互の往来・交流を活発にし、賑わい・活性化を支援する役割を担う軸として整備する。 茅ヶ崎海岸と中心市街地の連携強化を図るため、茅ヶ崎駅周辺にも駐輪場を備えたレンタサイクルの中継所を配置する。
パーク & サイクルライドシステム	自動車利用の来訪者においては、本地区周辺の駐車場に自動車を止め、周辺海岸へのレクリエーションや中心市街地への買い物等を楽しむことができるよう、利用しやすいレンタサイクルの体制を整備する。 駐車場利用とレンタサイクル利用の提携化を図るなど、ソフト・ハード両面のパーク & サイクルライドシステムを構築する。

図 公共交通・広域サイクルネットワーク



9. 主要プロジェクトの抽出

交通ネットワークの方針を実現するための主要プロジェクトは次のとおり抽出される。なお、具体的な整備方策等の検討（事業推進体制、事業主体、実施時期等）については、今後の検討項目である「事業化方策検討」で明らかにする。

- 《プロジェクト》 サザン通りのプロムナード化
- 《プロジェクト》 アクセス道路等のサイン計画（サザン通り、南湖通り等）
- 《プロジェクト》 B地区周辺区画道路の再整備
- 《プロジェクト》 駐車場の整備、位置づけと管理運営体制づくり
- 《プロジェクト》 浜辺のボードウォーク整備
- 《プロジェクト》 国道134号を横断する立体歩道の整備
- 《プロジェクト》 茅ヶ崎西浜駐車場と連携する歩道整備
- 《プロジェクト》 サイクリング道路の再整備
- 《プロジェクト》 サイクリング中継所の整備
- 《プロジェクト》 レンタサイクル事業の体制づくり